

香川県立保健医療大学における実験動物の飼養保管マニュアル

平成27年3月25日

本マニュアルは「香川県立保健医療大学における動物実験規程」第15条、第24条及び第25条に基づき、本学の実験動物の飼養保管施設の作業標準を定めるものである。

1 マウス・ラットの基本的取扱い

マウス・ラットの飼育管理は、次に掲げる事項に配慮して適切に行うものとする。

- ① マウス・ラットの逸走防止を図るため、ケージの扉や蓋の点検の習慣づけ、ケージ外や飼育室外へ逃亡しないよう厳重な管理を行う。飼育室の出入口の扉は、きちんと閉じておく。
- ② 飼養保管施設、実験室は、あまり多くの物品を置くことなく、常に整理整頓に心がけ、万が一動物が逸走した場合でも容易に発見し捕獲できるようにしておく。
- ③ ラベル等によるケージ識別を的確に行い、飼育匹数を正確に把握する。
- ④ ケージ内飼育匹数を適正にして、過密飼育をしない。
- ⑤ 飼育室は関係者以外の出入りを制限する。
- ⑥ 遺伝子組換え動物の飼育棚には、「組換え動物等飼育中」等の本学遺伝子組換え実験安全管理規程に基づいた表示する。

2 マウス・ラットの飼育管理について

(1) 更衣

- ① 入退室時には、入出者氏名、入退室時間を記録する。
- ② 飼育室の入退室時には、手指消毒を行う。
- ③ 飼育室への入室に当たっては、専用の白衣、マスク、手袋、サンダル等を着用する。

(2) 飼育室環境のチェック

- ① 飼育室の温度は22～26℃、湿度は50～60%が望ましい。
- ② 換気、空調や照明装置等の機器のチェックをする。
- ③ 異常のあるときには、香川県立保健医療大学施設等管理規程第3条に基づく動物舎の管理責任者のうちの教員（以下「動物実験施設管理者」という。）に連絡し適切な対処をする。

(3) 給餌・給水

- ① 給餌は定期的に行い、餌の消費量を把握するように努める。
- ② 給餌器内の餌が変質したときは、給餌器ごと交換する。
- ③ 給水ビンは、週に2回程度交換することが望ましい。その際に、水をつぎ足すのではなく、新しい水と入れ替える。
- ④ 給水ビンを逆さにして、先端からの漏水がないことを確認してから、ケージに装着する。
- ⑤ 自動給水装置を使用する場合は、漏水のチェック、フィルターの交換等機器のメンテナンスを常に行う。

(5) ケージ又は床敷き交換

- ① 床敷き・ケージの交換は、常に衛生的な飼育環境が維持できるように適切に行う。
- ② 適正な飼育密度を維持する。
- ③ 給餌器に飼料を補充し、ケージの蓋をきちんと閉じ、新しい給水ビンを装着する。
- ④ 床敷き交換時には、常に飼育室の清掃をする。
- ⑤ ケージは、動物実験実施者が責任をもって洗浄する。
- ⑥ 床敷き等を捨てるゴミ箱がいっぱいになった時は、各自が捨てに行く。
- ⑦ 床敷き、飼料、洗剤、ブラシ、その他消耗品は、各自が率先して購入する。

(6) 退室

退室時には、動物の逸走のないこと、室内の異常のないことを確認して退室する。

3 マウス・ラットの導入・死体の処理について

(1) 感染症統御で信頼のおける動物生産業者から入手した場合

- ① 注文伝票と納品伝票を照合する（動物種、系統名、性別、週齢あるいは体重、匹数）。
- ② 輸送箱の蓋を開け、入荷動物を確認する（健康状態、匹数、性別）。
- ③ 動物受け入れ情報を「動物受け入れ記録簿」に記録する。
- ④ ケージに収容する。
- ⑤ 輸送箱は折りたたんで、学内の廃棄物物置場に各自、持参する。

(2) 他研究施設等から分与を受けたり、外国から輸入する場合

- ① 事前に、微生物検査結果報告書と動物の情報、また、遺伝子組換え動物についてはカルタヘナ法に基づく「情報提供」の書類を入手する。
- ② 検疫を行う、若しくは受け入れもとから検疫情報の提供を受ける。
- ③ 飼育室への搬入法は、(1)を準用する。

(3) 馴化

必要に応じて実験動物の飼育環境へ慣れさせるため、実験への使用前に一定期間の馴化を行う。

(4) 実験終了後の遺体の処理

- ① 実験終了後の死体は、動物舎に備え付けの冷凍庫に一時保管する。
- ② 冷凍庫の死体については、定期的に指定業者に廃棄物置場まで引き取りに来てもらう。廃棄物置場までは、別途定める順番に従って動物実験実施者が運ぶ。

4 記録の保存

動物の入手先、飼育動物の匹数、飼養履歴、飼育中の病気や異常の有無とその対処法、飼育環境データ等の記録を作成保存する。

5 緊急時対策

(1) 感染症発生時（動物間感染）

感染症が疑われた時の応急対策

① 早期発見の観察のポイント

- ・ 飼育管理や研究時の観察（衰弱、消瘦、呼吸異常、立毛、下痢、死亡）、剖検時の異常所見を定期的にモニタリングして、結果を記録、保管する。

② 記録と報告

- ・ 症状、発生状況、剖検所見、最初に異常に気づいた日とその後の経過を記録し、動物実験施設管理者に報告する。また、推定される病原体の侵入経路を調べる。

③ 対処

- ・ 感染動物及びその周辺で飼育していた動物を淘汰する。
- ・ 少数の関係者以外の立ち入り禁止、動物移動禁止、物品の移動禁止等を行う。
- ・ 侵入経路を絶つ。
- ・ 抗生物質や寄生虫駆除剤等により、動物舎内のすべての動物を殺菌消毒する。
- ・ 飼育室内の清掃及び消毒を徹底させる。

(2) 逸走した動物の捕獲の方法

捕獲に有効な道具：袋、軍手、ほうき、モップ等。

- ① 逃亡動物を発見したら室内のドアを閉鎖し、周囲に知らせる。
- ② 室内の四隅に袋を置き、ほうきやモップで追い込む。
- ③ 袋を押さえて、動物を捕獲する。

*注意事項1 捕獲するまで退室しない（特に遺伝子組換え動物の扱いには厳重に注意をする必要がある）。

*注意事項2 遺伝子組換え動物が管理区域外に逃亡した場合は、動物実験責任者は動物実験施設管理者を通じて遺伝子組換え実験安全委員会に報告をする。

(3) 地震、火災時にとるべき措置

- ① 地震・災害時には、原則的に飼育装置及び実験室の施錠を行うこととし、遺伝子組換え動物を建物外（自然界）に出さないよう封じ込める。
- ② このマニュアルに定めるもののほか、必要な措置は、別に定める。

附 則

このマニュアルは、平成27年3月25日から施行する。